

日吉津村耐震改修促進計画

平成22年3月

日吉津村

本編目次

第1章 計画策定の目的

- 1. 計画策定の目的 1
- 2. 策定に至るまでの経緯 1
- 3. 本計画の位置づけ 1
- 4. 計画期間 2
- 5. 村と村民（建築物の所有者・管理者）の取り組み 2

第2章 想定される地震被害の規模

- 1. 県域内で想定される地震規模 3

第3章 建築物の耐震化に関する目標設定

- 1. 本村の耐震化の対象となる建築物等 6
- 2. 本村の耐震化率の現状と推移 8
- 3. 耐震化の目標値の設定と課題 19

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

- 1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針 21
- 2. 耐震改修等の促進を図るための支援策 23
- 3. 耐震化に向けた環境の整備 24
- 4. その他の安全対策の推進 24

第5章 地震被害軽減に向けた村民等への意識啓発

- 1. 防災マップ等の整備 26
- 2. 相談・指導体制等の強化 26
- 3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動 27

第6章 その他耐震改修等の促進のための必要事項

- 1. 地震時に通行確保すべき道路に関する事項 28
- 2. 関係法による指導等の所管行政庁との連携 30
- 3. 優先的に耐震化を図るべき建築物の設定 32
- 4. その他 32

資料編 33

第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

日吉津村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）第5条第7項に基づき、建築物の耐震化の向上に努め、本村における地震被害の軽減を図るために策定します。

2. 策定に至るまでの経緯

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、想定外の大地震により多くの人命が奪われ、未曾有の被害をもたらし、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。国では、これらの教訓を踏まえ、促進法を制定した経緯があります。

その後においても、新潟県中越地震や中越沖地震、福岡県西方沖地震など、大地震が頻発しており、このような大地震はいつどこで起きても不思議ではない状況となっていて、現在、東海地震などの大規模な震災発生の切迫性が指摘されており、その被害は甚大なものになると想定されています。

こうした中で、建築物の耐震改修は、国の中央防災会議において、全国の市町村等が積極的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、さらに建築物の耐震化をより一層推進するために、促進法が平成18年1月に一部改正され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修の実施が強く求められていることから、本村では、こうした経緯を踏まえ、建築物の耐震改修促進法の基本となる本計画を策定します。

3. 本計画の位置づけ

耐震改修等の具体的な取り組みのあり方については、平成18年1月の促進法の改正において、国が「建築物の耐震改修等の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めたことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的施策の方向性が明確に示されています。

また、中央防災会議による「地震防災戦略」（平成17年3月）で、達成目標年次を平成27年度とすることを定めたことから、これと本計画期間とを整合させます。

本村では、これらの法令等に基づき、国、鳥取県（以下「県」という。）との連携に努め、地域の実状に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、建築物の耐震改修等を着実に推進するための指針となる計画として位置づけます。

さらに、本計画は、国や県の上位計画と本村既定の計画である「日吉津村総合計画（基本計画2014）」、「日吉津村地域防災計画」等との整合を図りながら、本計画の策定に当たっています。

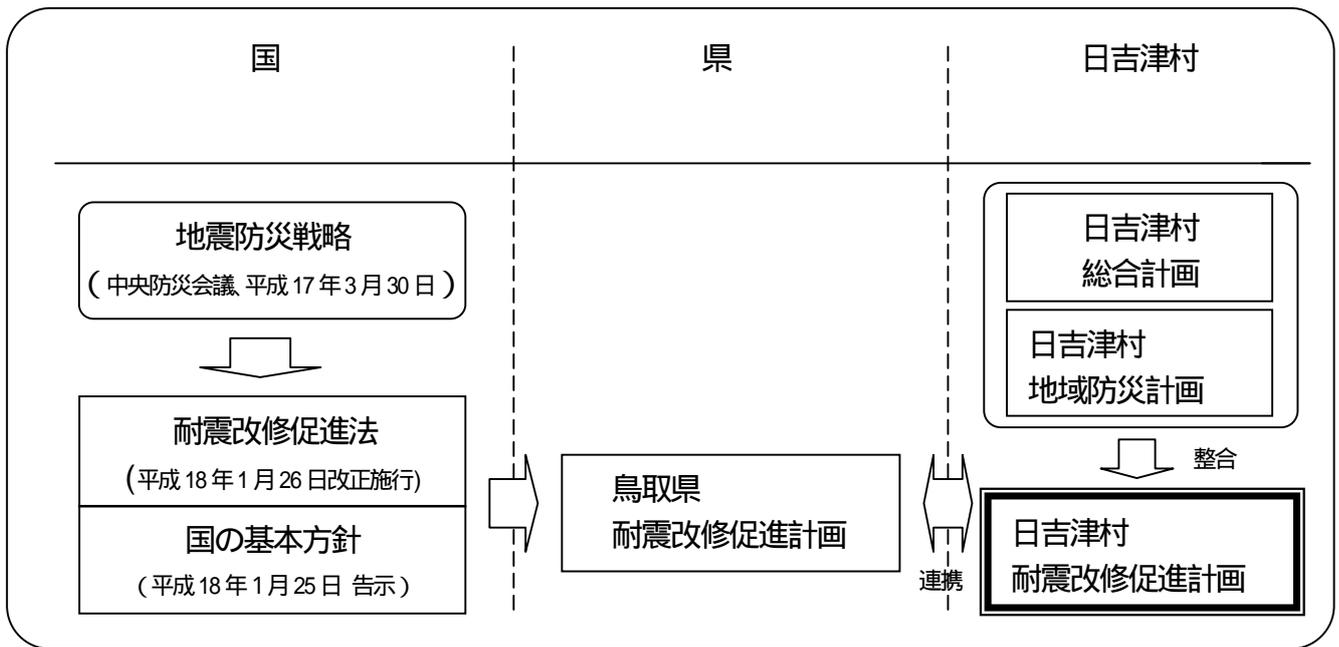


図 1-1 日吉津村耐震改修促進計画の位置づけ

4. 計画期間

基本方針では、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を平成 27 年としています。本計画の期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。また、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて、適宜、目標や計画内容を見直します。

5. 村と村民（建築物の所有者・管理者）の取り組み

本村は、耐震性の劣る建築物を主な対象とし、その所有者・管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の促進について、普及・啓発を図り、必要に応じて耐震診断や耐震改修の補助、意識啓発のための情報提供、その他の措置を講ずるよう努めます。

建築物の所有者又は管理者である村民においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

また、本村が所有・管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるもの等を優先的、計画的に耐震化に取り組むものとしします。

第2章 想定される地震被害の規模

1. 県域内で想定される地震規模

鳥取県では、表2-1に示すように、大きな被害をもたらす地震が発生しております。近年、最も大きな被害をもたらしたものは、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震で、鳥取市に壊滅的な被害を及ぼしました。

表2-1 鳥取県内の主な地震被害

日 付	特 徴	被害状況
1945.9.10	昭和18年 (鳥取地震)	死者：20名、重傷：1名、軽傷：168名 全壊：全壊716棟、半壊：801、全壊153、半壊7 公共建物：全壊141、半壊720、全壊133、半壊3
1975.5.26	昭和50年 (鳥取県西部地震)	死者：0名、重傷：0名、軽傷：1名 住宅：全壊10棟、半壊120棟、一部損壊280棟、一部損壊80
2000.10.6	平成12年 (鳥取県西部地震)	死者：0名、重傷：0名、軽傷：0名 住宅：全壊10棟、半壊472、一部損壊1,199

(出典：「鳥取県耐震改修促進計画(平成19年3月)」より)

本村西部の日野川河口付近は、砂層を主とし、本村南部の上流になるに従い泥層に推移し、泥層は海成粘土から成り、含水率も大きく地盤は軟弱となっています。近年、本村に大きな被害をもたらした地震は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震です。表2-2に示すように、人的被害はなかったものの、多くの建物被害をもたらしました。

表2-2 2000年鳥取県西部地震に日吉津村で発生した実被害

建物被害 (村内震度6弱)	棟数	人的被害 冬・夕方18時	人
住宅 全壊	1	重傷	0
住宅 半壊	12	軽症	0
住宅 一部損壊	281		
公共建物 一部損壊	9		

(出典：「鳥取県西部地震 震災誌(平成12年)」より)

鳥取県では、「鳥取県地震防災調査研究報告書(平成17年3月)」において、鹿野・吉岡断層、倉吉南方の推定断層、鳥取県西部地震の断層の3つが想定されております。表2-3に、各想定地震における地震被害の予測結果を示します。本村に最も影響の大きいものは、鳥取県西部地震で、表2-4に示すように、本村に想定される被害は、建物被害10棟、負傷者数3名、避難生活者数11名となっております。

表 2-3 鳥取県の想定地震による被害の予測

震源の震源域(断層)	マグニチュード	震度	人口(千人)			被害予測(震度別)			
			震源域内	10km圏内	20km圏内	大破	中破	小破	全壊
鳥取県西部断層(震源域)	7.2	震度5強	282	1,308	12,140	2,042	3,325	43	2,108
		震度5弱	-	21	135	14	38	0	0
		震度4	-	1	1	-	0	1	1
		計	282	1,330	12,276	2,056	3,363	43	2,109
鳥取県西部断層(震源域)	7.2	震度5強	28	230	4,137	372	1,276	3	423
		震度5弱	3	22	1,375	287	1,211	4	28
		震度4	-	1	1	-	0	1	1
		計	31	253	5,513	659	2,487	7	452
鳥取県西部断層(震源域)	7.6	震度5強	0	1	2	0	1	0	0
		震度5弱	0	12	75	3	30	0	0
		震度4	33	208	1,724	306	1,820	1	382
		計	33	221	1,801	309	1,851	1	382

※ 鳥取県上西部断層(震源域)は、鳥取県西部断層(震源域)と一体的に評価して被害を予測しています。

(出典：「鳥取県耐震改修促進計画(平成19年3月)」より)

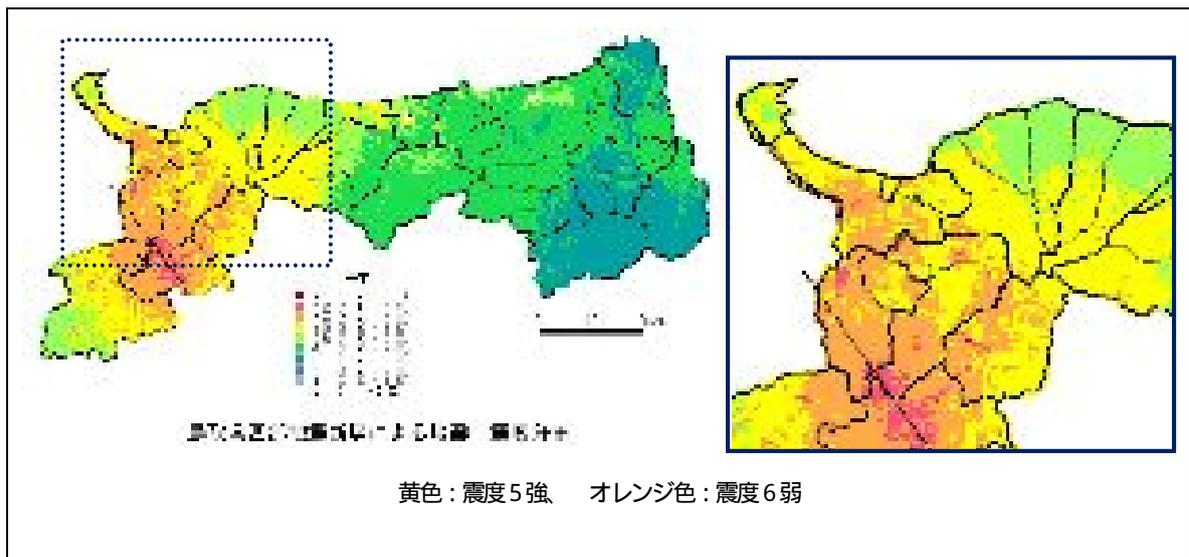


図 2-1 日吉津村に影響の大きい鳥取県西部地震断層

(出典：「鳥取県地震防災調査研究報告書(平成17年3月)」より)

表 2-4 鳥取県西部地震により日吉津村に想定される被害

建物被害	棟数	人的被害 冬・夕方18時	人
大破	2	死者数	0
中破	8	負傷者数	3
		避難所生活者数	11

(出典：「鳥取県地震防災調査研究報告書(平成17年3月)」より)

このような本村に想定される地震被害の軽減のためには、災害時の避難場所となる防災拠点施設をはじめ、住宅や多くの人を利用する特定建築物の耐震化を図る必要があります。また、想定される避難者の円滑な通行を妨げることのないよう、緊急輸送路等の沿道における建築物の耐震化をあわせて推進することが課題となります。

第3章 建築物の耐震化に関する目標設定

1. 本村の耐震化の対象となる建築物等

(1) 対象となる建築物

村内の建築物のうち、耐震化の促進を図る対象となる建築物の実状を把握するため、下記の建築物のリストアップをします。

住宅

村民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの住宅の耐震化を促進します。

特定建築物

一定規模以上の建築物で、主に新耐震基準 導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の耐震化を促進します。

多数の村民又は不特定多数の人々が利用する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

緊急輸送道路などの防災上重要な道路の沿道の建築物

具体的な特定建築物の用途と規模は、表3-4に示すとおりです。

公共建築物（特定建築物の要件を満たす村有建築物を対象とします。）

公共建築物は、災害時の応急対策の活動拠点や避難所などの重要施設となり、多くの村民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。

新耐震基準とは、宮城県沖地震（昭和53年、M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された新たな基準のことを「新耐震基準」といいます。

特定建築物とは、促進法に定められた用途や規模を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物のことです。ただし、耐震化率（下記）の現状の把握に当たって、当該建築物に関して新耐震基準を満たしているか否かを判断する情報が得られないため、本計画では、定められた用途や規模を満たすもの全てを分類集計（本編12～18ページ）しますが、この場合、新耐震基準を満たしている建築物も含む意味で「特定建築物等」と表記します。

耐震化率とは、新耐震基準で建築された建築物と、新耐震基準施行前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合をいい、次の式で算出します。

$$\text{耐震化率（％）} P = \frac{A+B}{C} \times 100$$

A：新耐震基準施行後に建築された建築物の棟数
B：新耐震基準施行前に建築された建築物のうち、新耐震基準に適合する棟数
C：全ての建築物の棟数

(2) 新耐震基準と旧基準との年次区分

本計画では、耐震関係規定に適合しないと見なして特に耐震化を図る必要のある建築物として、次の理由により昭和56年5月以前に建築された建築物を対象に計画を策定します。

昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年6月に新しい建築基準法（耐震基準の抜本的な見直し／新耐震基準）が施行されましたが、これ以前の基準（旧耐震基準）で建築された建築物については、耐震性が確保されていないおそれがあります。

図3-1に示すように、阪神・淡路大震災においても、昭和56年以前に建築された建築物は相対的に多くの被害が見られました。

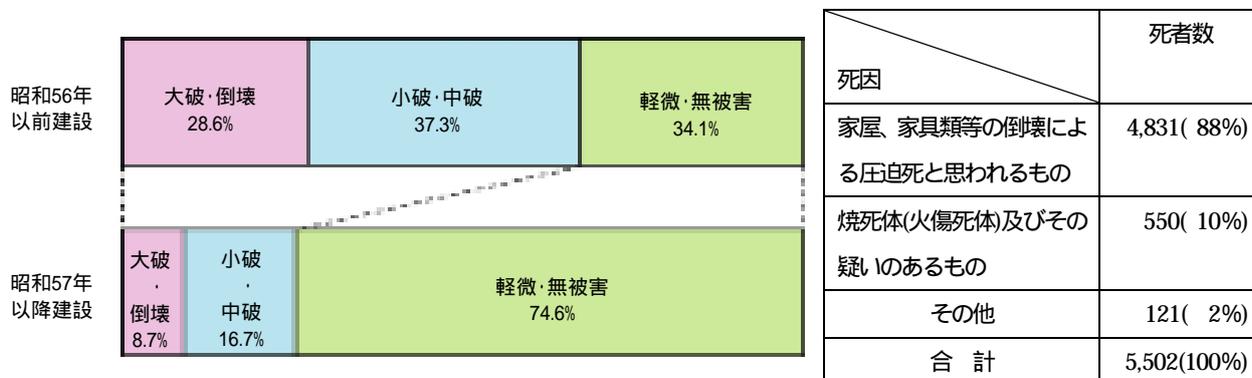


図3-1 阪神・淡路大震災の建物被害（JR三宮駅周辺調査）及び死因別死者数

（資料：（左図）「平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告」旧建設省、（右表）平成7年度版「警察白書」）

昭和56年6月に建築基準法の新耐震基準が施行されましたが、これ以前に建築された建築物は、耐震性が不足しているおそれがあります。本計画では、建築物の建築時期を月単位まで明確に把握できるため、昭和56年5月以前に建築されたものは新耐震基準を満たさないものと把握し、昭和56年5月以前と昭和56年6月以降で旧基準と新基準の区分を行います。

本耐震改修促進計画において対象とする特定建築物の用途は、表3-1に示す5つの用途です。

表3-1 耐震化促進の対象となる特定建築物の用途

法	用	途
促進 法	(1)災害時の拠点となる建築物	市役所、警察署、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等で政令で定める規模以上のもの
		公共建築物 民間建築物
第 6 条	(2)不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等で政令で定める規模以上のもの
		公共建築物 民間建築物
第 1 号	(3)特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等で政令で定める規模以上のもの
		公共建築物 民間建築物
第 2 号	(4)危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物	特定の危険物の種類を一定数量以上、貯蔵または処理する用途に供する建築物として政令で定めるもの
		公共建築物 民間建築物
第 3 号	(5)円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	県耐震改修促進計画で指定された緊急輸送道路、防災上重要な道路の沿道において、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物として政令で定めるもの
		公共建築物 民間建築物

2. 本村の耐震化率の現状と推移

(1) 住宅

住宅の耐震化率の現状と今後を見通すため、日吉津村固定資産税データを用いて、国内の耐震診断の実施傾向を参考に、耐震性あり（下記）の住宅の割合を計算し、住宅の耐震化率を推計した結果を示します。

「耐震性あり」は、新耐震基準を上回っており、「耐震性なし」は、それを下回っているものです。

ア. 平成21年現在の住宅の耐震化率の現状

平成21年の本村における住宅の現状を図3-2に示します。昭和56年6月以降のものが684棟で51%、耐震改修済が16棟で1%、昭和56年5月以前では耐震性があるものが101棟で7%となっています。昭和56年5月以前に建築された耐震性が劣るものは546棟で41%となっています。

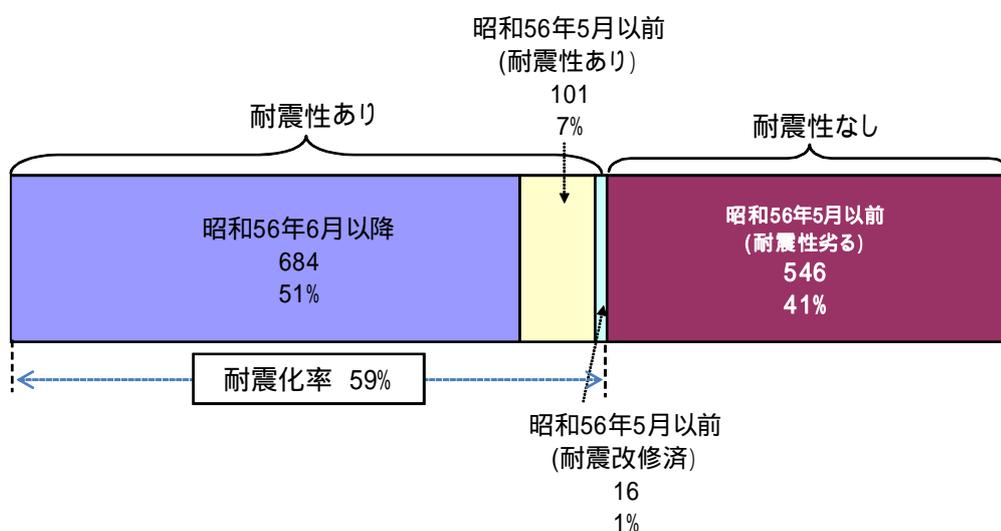


図3-2 平成21年における住宅の現状

表3-2のとおり、本村における現状の住宅1,347棟のうち、耐震性ありは801棟で耐震化率59%となっています。住宅区分ごとに耐震化率をみると、共同住宅では耐震化率94%で国の目標水準を満たしています。一方、戸建て住宅では、耐震性ありは697棟で耐震化率56%であり、戸建て住宅の耐震化が主要な課題となっています。

表3-2 平成20年における住宅の耐震化率と分類内訳（単位：棟）

平成21年の住宅状況	昭和56年6月以降建築	昭和56年5月以前建築			総数 (+)	耐震性あり (+ +)	耐震化率 (現状) (%)
		うち耐震性あり (x)	うち耐震改修済	うち耐震性なし (- -)			
共同住宅	77	34			111	104	94%
		26	1	7			
戸建て住宅	607	629			1,236	697	56%
		75	15	539			
住宅全体	684	663			1,347	801	59%
		101	16	546			

イ．平成27年時点の住宅の耐震化率の推移

(現状の自然更新等を維持して住宅数が推移した場合)

平成27年の本村における住宅の現状を図3-3に示します。現状のまま推移し、自然更新と耐震改修の伸びが生じることによって、昭和56年6月以降のものが760棟で55%、耐震改修済が56棟で4%、昭和56年5月以前ですが耐震性があるものが97棟で7%となる見通しです。昭和56年5月以前に建築された耐震性が劣るものは477棟で34%となっています。このように、現状のままでも、自然更新と改修の伸び(69棟、住宅推計)により、毎年約11棟が耐震化することにより、耐震化率66%まで推移する見通しです。

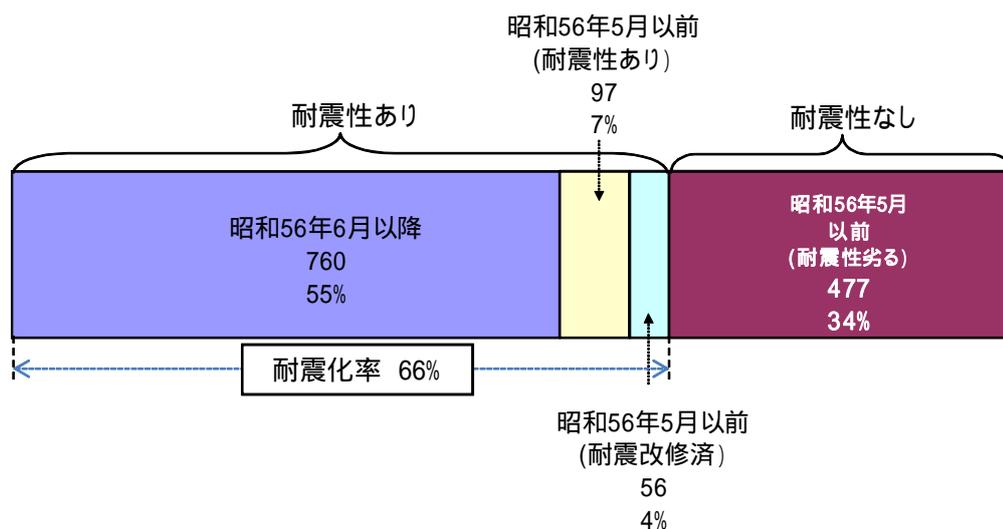


図3-3 平成27年における住宅の現状

表3-3のとおり、本村における平成27年度の住宅1,390棟のうち、耐震性ありは913棟で耐震化率は66%です。住宅区分ごとに耐震化率をみると、共同住宅では耐震化率97%で国の目標水準を満たします。一方、戸建て住宅では、耐震性ありが802棟で耐震化率63%であり、平成21年に比べてやや改善していますが、戸建て住宅の耐震化が重要であることには変わりはありません。

表3-3 平成27年における住宅の耐震化率と分類内訳(単位:棟)

平成27年の状況推計	昭和56年6月以降建築	昭和56年5月以前建築			総数 (+)	耐震性あり (+ +)	耐震化率 (将来推計) (%) /
		うち耐震性あり (x)	うち耐震改修済	うち耐震性なし (- -)			
共同住宅	82	33			115	111	97%
		25	4	4			
戸建て住宅	678	597			1,275	802	63%
		72	52	473			
住宅全体	760	630			1,390	913	66%
		97	56	477			

ウ．平成27年時点の住宅の耐震化率の推移

(施策誘導により耐震改修を促して住宅数が推移した場合)

自然更新と耐震改修の伸びに加え、耐震改修促進の施策誘導を行った場合(282 棟)に、平成27年の本村における住宅の耐震化率の見通しを図3-4に示します。昭和56年5月以前の住宅で施策誘導により耐震補強するものは282 棟で20%増加します。これにより、昭和56年5月以前に建築された耐震性が劣るものは195 棟で14%を残すところとなります。

このように、現状の推移の約5倍のペースにより、毎年およそ11棟の自然な推移に加え、毎年約47棟(=施策誘導棟数282棟÷6年)の住宅の耐震改修を促進することによって、耐震化率86%を達成することが可能となります。

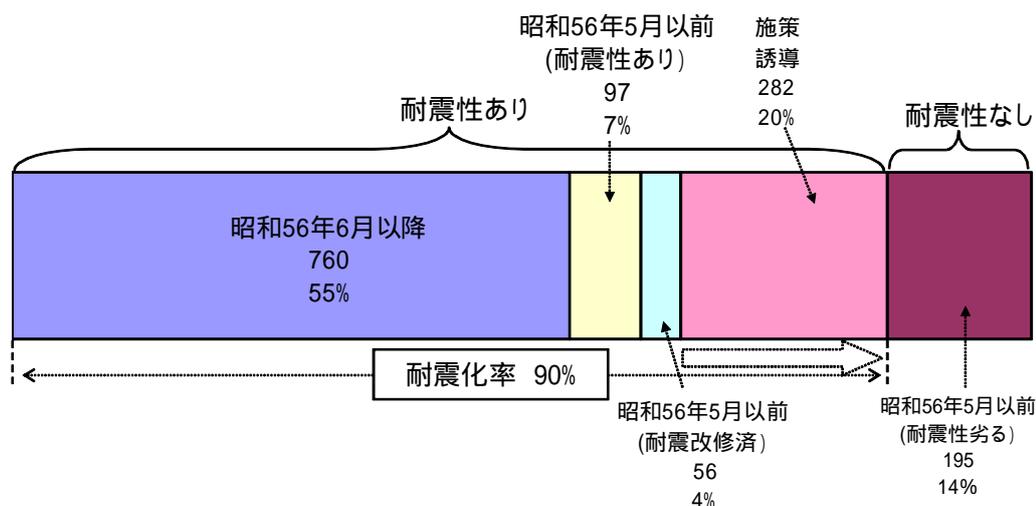


図3-4 施策誘導した場合の平成27年における住宅の耐震化率

住宅の耐震改修について、このような施策誘導を図るためには、住宅の所有者の意識啓発を図るとともに、耐震改修に必要な情報を提供し、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に取り組む必要があります。

第4章(21ページ)から第5章(26ページ)までにおいて、具体的な施策や意識の啓発と知識の普及に関する対策を記載しています。

エ．本村の今後の耐震化率の推移（戸建て住宅）

先に表3-2で示したように、共同住宅については、現状で耐震化率94%であり、国の目標水準に達しています。一方、戸建て住宅は現状の耐震化率が56%となっており、その耐震化率の向上が大きな問題となっています。戸建て住宅を対象に、施策誘導により282棟の耐震化を促進した場合の推移を図3-5に示します。

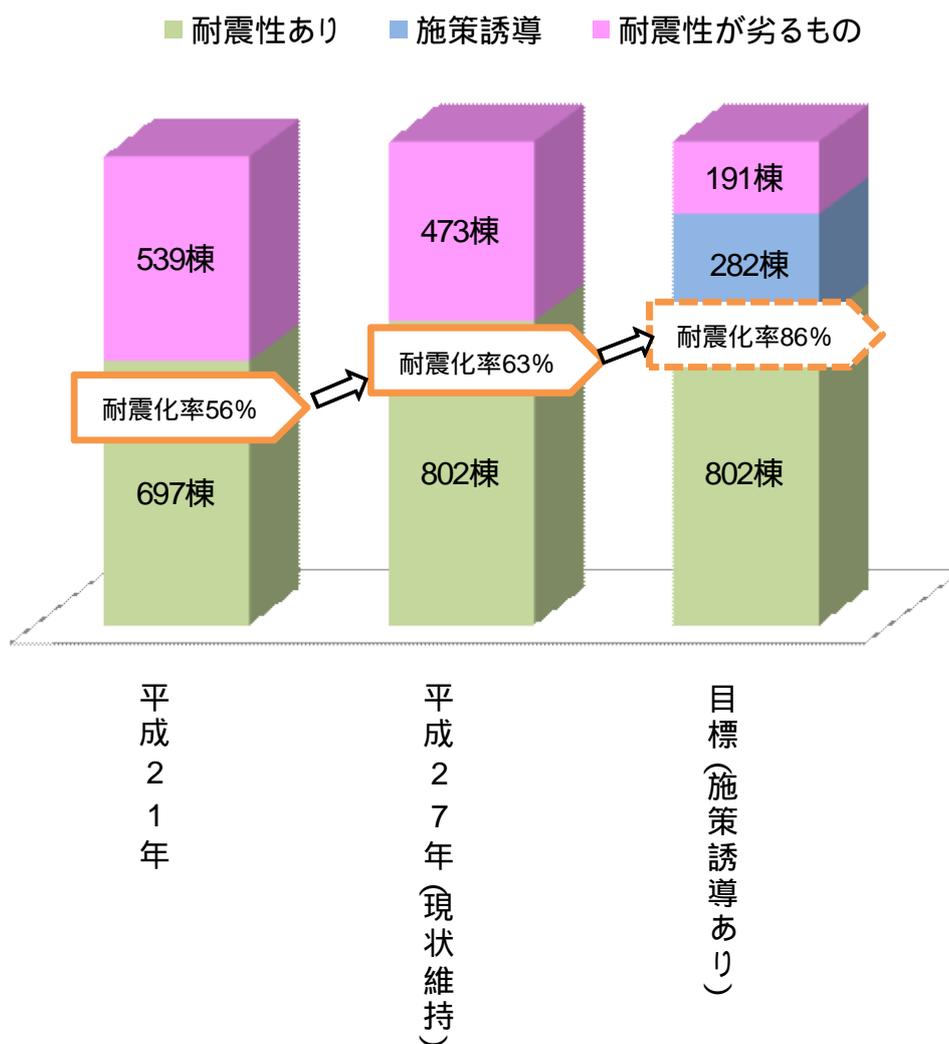


図3-5 本村における戸建て住宅の耐震化率の推移

耐震化率86%の目標達成のためには、施策誘導棟数282の戸建て住宅の耐震改修を促進するとともに、耐震性の劣る残りの戸建て住宅191棟についても継続的に耐震化を図ることが課題となっています。

(2) 特定建築物

具体的な特定建築物の用途と規模要件は、表3-4に示すとおりです。

表3-4 特定建築物の用途と規模要件

促進法	用途	特定建築物の規模要件
第6条 第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは養護学校
		上記以外の学校
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	幼稚園、保育園	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
第6条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
第6条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な非難を困難とする恐れがある建築物	当該部分が前面道路からの距離に応じた高さを超える建築物

これらの用途と規模要件を満たし、かつ、主に新耐震基準導入以前に建築された、建築基準法の新耐震基準を満たさないものが特定建築物です。

ア．民間の特定建築物等（促進法第6条第1号）

促進法で規定される規模要件を満たす民間の特定建築物等を抽出した結果を図3-6に示しますと、昭和56年6月以降のものは9棟で43%となっています。一方、昭和56年5月以前に建築されたもので、耐震性が劣るものは12棟で57%となっていることから、これらの耐震改修の誘導が大きな課題となっています。

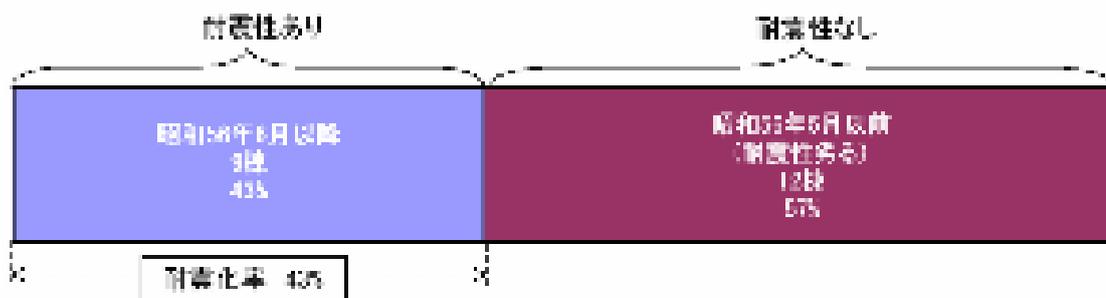


図3-6 民間の特定建築物等の耐震化率の現状（平成21年）

イ．公共の特定建築物等（促進法第6条第1号）

規模要件を満たす村有の特定建築物等を抽出した結果、図3-7に示すように、3棟のうち耐震性ありは3棟で現状の耐震化率が100%となっています。この内訳は、昭和56年6月以降のものが2棟で、昭和56年5月以前でも耐震改修済みのものが1棟です。



図3-7 公共の特定建築物等の耐震化率の現状（平成21年）

ウ．危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物（促進法第6条第2号）

危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物に関しても、本村において、どのような建築物が存在していて、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握します。危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件は、表3-5に示すとおりです。

表3-5 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量
火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
危険物の規制に関する法令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20立方m
マッチ	300マッチトン()
可燃性のガス(及び を除く。)	2万立方m
圧縮ガス	20万立方m
液化ガス	2,000t
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物20t 劇物200t

()マッチトン is マッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、120kg。

このような危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物の規模要件を満たすものを抽出した結果を図3-8に示しますと、昭和56年6月以降の耐震性ありのものは10棟で77%となっています。一方、昭和56年5月以前に建築されたものは3棟で23%となっていることから、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修の促進が課題となっています。



図3-8 危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する特定建築物の耐震化率の現状(平成21年)

エ．防災上重要な道路を閉塞させるおそれのある沿道の特定建築物(促進法第6条第3号)

避難路等の防災上重要な道路の沿道において、地震が起こった際に道路を閉塞させて円滑な避難を妨げないよう、沿道の建築物に着目し、該当する建築物が本村にどれくらい存在しており、それらの耐震性がどの程度確保されているかを把握する必要があります。

そのため、村内の防災上重要な道路の沿道における最新の建物データを用いて、促進法で規定される要件に該当する特定建築物を抽出し、それらの建築年から新耐震基準を満たすかどうかを確認します。

防災上重要な道路の沿道において、地震で建物が倒壊した際に円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を図3-9に示します。

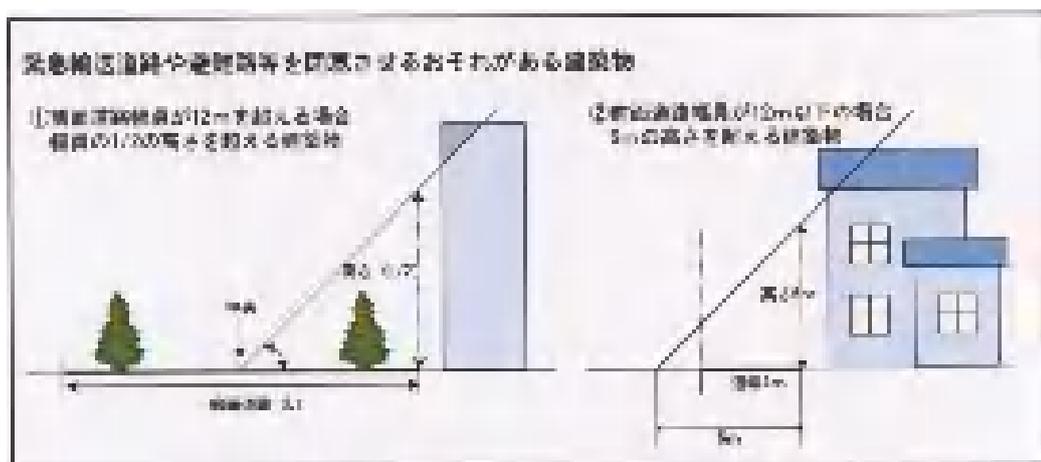


図3-9 円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件

平成19年3月に、鳥取県耐震改修促進計画が策定されて、鳥取県地域防災計画に位置づけられた「緊急輸送道路(1次から3次ルート)」ならびに市町村地域防災計画で定める緊急輸送道路を基本に、県と市町村がともに耐震化に取り組むこととしています。なお、日吉津村地域防災計画では、村内路線網はすべて重要で緊急輸送道路の指定を特に設けていません。

地震時に多くの人々が広域避難所への避難に利用すると想定される幹線道路から優先的に耐震化に取り組む必要があります。一方、幅員の比較的狭い生活道路にまで広げることで、問題が過大となることも考えられます。

このことから、本計画では、鳥取県地域防災計画での「緊急輸送道路の指定」の考え方に基づいて、地震時に通行確保すべき防災上重要な道路として、国道9号、国道431号、県道日吉津伯耆大山停車場線を対象とします。本計画では、3つの基幹路線を対象としますが、今後、耐震化を進めながら対象路線の拡大を含め、見直し、検討を進めていきます。

本村における防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の要件を満たすものを抽出した結果を図3-10に示しますと、昭和56年6月以降の耐震性ありのものは5棟で現状の耐震化率は83%です。一方、昭和56年5月以前に建築されたものは1棟で17%となっていることから、この耐震診断及び耐震改修の促進が課題となっています。



図3-10 円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化率の現状(平成21年)

以上のように本計画の対象となる特定建築物等を集計した結果を表3-6に示します。

表3-6 特定建築物等の耐震化率の現状と耐震化の目標総数（単位：棟）

促進法 第6条	昭和56年6月 以降 の建築物 新耐震基準	昭和56年5月 以前 の建築物	建築物数 (+)	耐震性あり 建築物数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成20年) /	耐震化率の目標 (%) (平成27年)
		うち耐震 性あり				
第1号 災害時拠点 多数利用	11	13	24	12	50%	90%
		1				
第2号 危険物用途	10	3	13	10	77%	
		0				
第3号 通行妨げ 避難困難	5	1	6	5	83%	
		0				
合計	26	17	43	27	63%	
		1				

注)第3号の特定建築物は、住宅又は第1号の範囲と重複するので数値目標を掲げず、それらの耐震化にあわせて、防災上重要な道路の沿道を重点区域と設定し、耐震化に取り組む。(本編28ページ)

このように、平成21年において、公共・民間をあわせた本村の特定建築物等における耐震化率の現状は、災害時拠点や多数の人が利用する特定建築物等では50%となっています。また、危険物の貯蔵場・処理場の用に供する建築物の耐震化率は77%となっています。さらに、防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化率は83%となっています。

以上の抽出集計結果を踏まえ、本村の特定建築物の耐震改修促進の目標は、用途別に公共・民間それぞれについて、次のように設定します。

- (1)災害時拠点となる建築物においては、公共で100%、民間で100%を維持します。
- (2)不特定多数の人が利用する建築物においても、公共100%、民間100%を維持します。
- (3)特定多数の人が利用する建築物においては、公共で100%、民間で90%を目指します。

このような用途別の目標を達成することによって、促進法第6条第1号の特定建築物全体として90%の耐震化率を実現することが可能となります。

表3-7に、特定建築物等の耐震化率の現状と用途別の目標を詳しく示します。

表3-7 特定建築物等の耐震化の現状と耐震化の用途別の目標（単位：棟）

特定建築物		昭和57年 以降の 建築物	昭和56年 以前の 建築物	建築物数 (+)	耐震性あり の建築物数 (+ 改修 済)	現状の 耐震化率 (/ ×100) (%)	耐震化率 の目標 (平成27年 度) (%)	
法	用途							
促進 法 第 6 条 第 1 号	(1)災害時の拠点となる建築物	市役所、消防署、幼稚園、小中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	3	1	4	4	100.0%	100%
		公共建築物	2	1	3	3	100.0%	100%
		民間建築物	1	0	1	1	100.0%	100%
	(2)不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル旅館、遊技場、銀行等	3	0	3	3	100.0%	94%
		公共建築物	0	0	0	0	100.0%	100%
		民間建築物	3	0	3	3	100.0%	90%
	(3)特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、事務所、工場等）	5	12	17	5	29.4%	90%
		公共建築物	0	0	0	0	100.0%	100%
		民間建築物	5	12	17	5	29.4%	90%
	計		11	13	24	12	50.0%	90%
		公共建築物	2	1	3	3	100.0%	100%
		民間建築物	9	12	21	9	42.9%	90%
第 2 号	(4)危険物の用途に供する建築物	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	10	3	13	10	76.9%	
		公共建築物	0	0	0	0	100.0%	
		民間建築物	10	3	13	10	76.9%	
第 3 号	(5)多数の者の避難を妨げる恐れのある建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物	5	1	6	5	83.3%	
		公共建築物	0	0	0	0	100.0%	
		民間建築物	5	1	6	5	83.3%	
合計		26	17	43	27	62.8%		
	公共建築物	2	1	3	3	100.0%		
	民間建築物	24	16	40	24	60.0%		

3. 耐震化の目標値の設定と課題

対象となる住宅、特定建築物の耐震化の目標設定にあたっては、国の基本的な方針と県の目標設定などの上位計画と整合を図り、設定するものとします。

平成18年1月における国土交通省の基本的な方針では、住宅の耐震化率の現状75%を平成27年度までに少なくとも90%とすることを目標としています。また、県では、現状の耐震化率が68%であることを背景として、耐震化率86%を目標としています。

本村では、平成27年における自然な推移による住宅の耐震化率は66%となっています。そこで、本村では、県の目標との整合を図り、住宅の耐震化率の目標を86%とします。

また、特定建築物については、県において特定建築物全体としての耐震化率89%を目標としています。本村でも、現状の耐震化率を用途別に確認した結果をふまえ、平成27年度までに特定建築物全体としての耐震化率を90%とすることを目標とします。

(1) 住宅の耐震化に関する目標値の設定と課題

ア. 村内の戸建て住宅の耐震性向上に係る課題

村内の戸建て住宅は、昭和56年5月以前に建築された住宅全体の耐震化率は現状で56%です。共同住宅よりも戸建て住宅の方で相対的に耐震化率が低い状況にあることから、耐震化率86%の目標を達成するには、戸建て住宅の耐震化の促進が大きな課題となっています。

本村では、住宅の地震被害を軽減させるため、鳥取県耐震改修計画との整合を図り、住宅の耐震化率を平成27年度までに86%とすることを目標とします。

(2) 特定建築物の耐震化に関する目標値の設定と課題

災害時の拠点となる建築物の耐震化率は100%で、不特定多数の人々が利用する建築物の耐震化率も100%ですので、継続してこの水準を維持します。

ア. 特定多数の村民が利用する特定建築物の課題

事務所、賃貸住宅、工場など、特定多数の村民が利用する建築物の耐震化率は、現状で29%です(前掲、表3-7(3)特定多数の者が利用する建築物)。公共の特定建築物は該当せず、民間の特定建築物(17棟)において耐震化率が低い状況にあります。目標を達成するには、民間特定建築物の耐震化の促進が課題です。

イ. 村内の防災上重要な道路の沿道で避難を妨げるおそれのある特定建築物の課題

国道9号線、国道431号線、県道日吉津伯耆大山停車場線を対象に、この防災上重要な道路の沿道で、地震による建物倒壊で道路を塞ぐおそれのある建築物(6棟)の耐震化率は現状で83%です(前掲、表3-7(5)多数の者の避難を妨げるおそれのある建築物)。この民間建築物から耐震化を促進することが第一の課題です。

以上のことから、地震による被害を軽減させるには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に継続的に取り組む必要があります。鳥取県耐震改修促進計画を勘案し、促進法第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%の水準まで促進することを目標とします。

(3) 村有の公共建築物の耐震化

ア．公共建築物の耐震化の課題

表3-7（合計欄）からみると、現在、促進法の規模要件に該当する村有建築物（3棟）全体の耐震化率は100%であり、これに含まれる昭和56年5月以前に建設された1棟の耐震補強も完了し、良好な耐震化率となっています。

促進法の規模要件は全国一律であり、日吉津村の村域面積や人口規模を考慮すると規模要件を緩和して耐震化に取り組む余地があると言えます。とりわけ、災害時の拠点となる小規模の建築物を耐震化の対象に含めることは地震防災上重要です。

具体的に、「1階以上かつ床面積500㎡以上」とした場合、デイサービスセンター、小学校体育館、保育所の3棟が追加的に対象範囲に含まれます。

イ．小規模の災害時拠点施設の耐震化

促進法の要件を満たす村有建築物の耐震化率は最高水準にあります。規模要件を緩和し小規模の災害時拠点施設にまで視野を広げると、昭和56年5月以前に建設された保育所において、耐震性が不足するおそれがないとはいえない状況です。

本村では、耐震性が不足するおそれのある村有建築物について計画的に耐震化を進めるため、平成23年度までに耐震診断を実施し、その診断結果を踏まえ、対象とする公共建築物の耐震化に取り組み、平成27年度までに小規模の災害時拠点施設も含めて、公共建築物の耐震化を推進することとします。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

(1) 本村での役割分担について

本村の建築物の耐震化の現状は、大地震の発生が切迫した問題と意識されていない傾向にあり、村民等への防災意識等の普及・啓発活動が大きな課題となっています。また、戸建て住宅等の耐震化の工事を行う場合には、費用負担が大きいことから、耐震改修等が進んでいない状況にあります。

本村の耐震化の促進にあたっては、これらの諸課題を踏まえ、村、建築物の所有者である村民、建築関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組むことが解決の大きな糸口となります。

戸建て住宅や特定建築物等の具体的な耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自身が、建築物の耐震化の必要性や防災対策の重要性を自らの問題として認識し、かつ、地域住民等の自助努力により地域の課題として取り組むことが基本となります。

また、村民からの耐震化に関する各種の相談業務等に適切に対処できる受け入れ体制等を整備するためには、耐震改修等の技術を有する専門技術者の養成をはじめ、建築士や建築業者等との連携強化を図りながら、耐震化の促進に努める必要があります。

なお、本村は住民に最も身近な自治体として、地域の実状に即し、建築物の所有者が耐震改修を行いやすい環境を整えるため、所有者の負担軽減の支援策など必要な施策を検討するとともに、県や建築関係団体等と連携を図りながら耐震化の促進にあたるものとします。

表 4-1 耐震化の取り組みにむけた役割分担

村の 役割	村耐震改修促進計画の策定、耐震化支援事業、意識啓発など耐震改修促進施策を実施 耐震化のための相談窓口の開設、情報提供、自治会などの取り組み支援を実施 村有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、耐震知識の普及・啓発を実施
村民 の役割	自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確保するため、耐震診断を実施 耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替えを実施 地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施 自治会等で擁壁、ブロック塀、がけ崩れの恐れのある箇所を点検し、危険箇所を把握
建築関係 団体の 役割	耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施 耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上 耐震化業務の適切な実施により、所有者等が安心して取り組めるよう環境整備を推進 複数の建築関係団体による協議会を実施し、県及び市町村の行う事業に連携、協力

(2) 本村の特定建築物及び住宅に関する耐震化の基本的な取り組み方針

本村における特定建築物及び住宅の耐震化に関する諸課題の解決を図るため、次のとおり基本的な取り組み方針を掲げます。

ア．震災時の防災拠点となる特定建築物の耐震化の取り組み方針

促進法の要件に該当した災害時拠点となる村有施設は、耐震性に問題ないですが、村域面積や村の人口に配慮すると、促進法の要件範囲のみで十分とは限りません。実際に、1階以上かつ500㎡以上に要件緩和すると、耐震性が不足する恐れのある保育所が該当してきます。

震災に備えて本村の防災拠点施設の耐震性を確保するため、村の規模に配慮して要件緩和した範囲まで拡充し、震災時の防災拠点となる村有施設の耐震診断及び耐震改修の促進を実施していきます。

イ．戸建て住宅の耐震化の取り組み方針

震災時に戸建て住宅に住む村民の人的被害と物的被害を軽減するために、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の戸建て住宅を対象に、その所有者の意識啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震補強工事等の補助制度を推進し、耐震改修等の促進を支援していきます。

ウ．防災上重要な道路沿道で避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化の取り組み方針

災害時における円滑な避難、救急・消防活動及び避難者への緊急物資等の輸送路を確保するため、県が指定する緊急輸送道路を対象に、建物倒壊により道路を塞ぐおそれのある建築物について、その現状把握と所有者の防災意識を啓発します。あわせて、県等の関係機関と連携した助言・指導等を行い、耐震化の促進を図っていきます。

2. 耐震改修等の促進を図るための支援策

建築物の所有者に対し、耐震改修等にかかる税制上の優遇措置や現行の補助制度等を紹介するなど、建築物の耐震化に向けた耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 戸建て住宅の耐震改修促進の助成

木造住宅の耐震化を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、耐震診断・耐震補強工事に係る費用の一部を補助する制度の設置を検討します。現在、戸建て住宅の耐震化率が低いことから、木造住宅の所有者が耐震診断と耐震補強工事を行う際の費用負担の軽減の支援を通じて、住宅の耐震改修促進を図っていきます。

表 4-2 村の耐震改修事業の概要

事業名	日吉津村震災に強いまちづくり促進事業
対象建築物	一戸建ての住宅
事業概要	(1)耐震診断 ア 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という)別添第一に示すもの ウ 木造住宅の耐震診断と補強方法に示す一般診断又は精密診断法によるもの エ その他
	(2)改修設計
	(3)耐震改修 ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 基本方針別添第二に示すもの ウ その他

(2) 税の特例措置の紹介

耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、住宅の耐震改修に関する税の特例措置を紹介し、その活用を促していきます。

表 4-3 耐震改修における所得税及び固定資産税の特例措置

税制概要	耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置(住宅に係る耐震改修促進税制、注1)
対象区域	地域住宅計画の区域、耐震改修促進計画の区域等
所得税の特例措置	平成25年12月31日までに、旧耐震基準で建築された既存住宅の耐震改修工事を行った場合、その耐震改修工事費の10%相当額(限度額20万円)を控除 (ただし、平成21年1月1日以後に行う耐震改修では、改修に要した費用と、標準的な工事費相当額のいずれか少ない金額の10%相当額を控除。平成21年1月1日改正。)
固定資産税の特例措置	耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額120㎡相当部分までの減額 ・平成22～24年までの工事時期、翌年度から2年間 2分の1に減額 ・平成25～27年までの工事時期、翌年度分 2分の1に減額

注1) 特例措置の対象となる家屋の条件があります。

3. 耐震化に向けた環境の整備

(1) 関係機関・団体等との連携による講習会等の実施

県や鳥取県建築士事務所協会等と連携し、耐震改修の促進に必要な専門知識や技能向上を図るための講習会等を実施し、村内の耐震改修等を行う建築業者の技術力の向上に努めます。また、防災週間や村内行事などの機会を活用し、自主防災組織と連携し、講演会等の開催により、村民の防災意識の高揚に努めるとともに、教育関係機関との連携による小中学校の児童生徒への防災教育の普及を図り、家庭での意識啓発の推進を図っていきます。

(2) 特定建築物所有者への耐震情報の周知及び助言

特定建築物の所有者が計画的に耐震改修等を行えるよう、本村の取り組み体制や支援事業など、耐震化に必要な情報の提供に努めながら、所有者の建築物の耐震診断から耐震改修に至るまでの耐震化を進めるための必要な助言・指導を行っていきます。

(3) 自主防災組織等との連携

耐震改修の促進は、地域における耐震化の意識を高めることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域で組織された自主防災組織により共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織等との連携を図り、建築物の耐震改修の促進に取り組みます。

4. その他の安全対策の推進

(1) 家具等の固定による転倒防止対策

屋内の家具や棚等が、地震の揺れにより転倒することにより、多数の死傷者が発生することを防止するため、家具や棚等の固定を行う方法を紹介し、自助努力による安全対策を支援していきます。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

地震発生時には、倒壊したブロック塀や擁壁の下敷きになり、多くの死傷者が発生することが危惧されています。村では、自主防災組織等と連携し、子供が通行する通学路などを重点的に、危険個所の把握・指導を行っていきます。

(3) アスベストの飛散防止対策

建築基準法第6条第1項に掲げる建築物及びその他政令で定める建築物で特定行政庁が指定するものは、建築基準法第12条に基づいて、定期的に一級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに、その建物の状況を調査させて報告しなければなりません。

本村は、建築基準法第12条に基づく定期報告の機会にあわせ、県と連携して指導を行うことでアスベストの除去等、飛散防止対策を促していきます。

(4) 居室・寝室などの部分的な耐震補強に関する防災用具等の活用

屋内の一部の居室や主な居住空間の安全性を応急確保することが人的被害の抑制に効果的であるとの考え方から、居間や寝室などの部分的な耐震化のための防災ベッド等の防災用具の活用を促していきます。

(5) 産業施設における設備機器・什器類等の転倒・落下・飛散防止対策

阪神・淡路大震災で産業施設において、機器・什器類の転倒により死傷者が発生しました。この教訓をふまえ、産業施設における作業場のレイアウトや設備配置を見直し、耐震性のある什器類の採用や設備機器等を建物へ固定し、震災時の転倒・落下・飛散防止対策に取り組んでいきます。

表 4-4 事業所に関する各種金融機関による融資制度

日本政策投資銀行(環境配慮型社会形成促進事業)	・既存ストックの有効活用等に資する事業を促進するための融資 (最新情報 http://www.dbj.go.jp)
	・ライフサイクル配慮型メンテナンス事業：耐震改修工事等に必要な資金 融資化率：40%、金利：政策金利(I)
中小企業金融公庫(一般貸付)	・事業に必要な設備資金(土地、建物、機械、備品等)や長期運転資金の融資 (最新情報 http://www.jasme.go.jp)
	・融資限度額：4億8,000万円 融資期間：原則10年以内、基準金利：2.3~3.1%(平成19年12月時点)
国民生活金融公庫(社会環境対応施設整備資金)	・防災施設等の整備(改善及び改修を含む)を行うための融資 (最新情報 http://www.kokukin.go.jp)
	・事業継続計画に基づく防災施設等の整備(改善及び改修を含む) 融資額：7,200万円以内 融資期間：15年以内(据置期間2年以内) 金利：特利B、基準金利：2.3~2.7%(平成19年12月時点)

第5章 地震被害軽減に向けた村民等への意識啓発

1. 防災マップ等の整備

すでに整備されている防災マップ等の活用を周知し、村民の防災意識の啓発と震災知識等の普及を進めていきます。本計画の目的などの概要をあわせて周知し、耐震改修等の必要性や、重要性のPRに努め、住宅及び特定建築物の耐震化を進めるための防災意識の向上を図っていきます。

(1) 自治会による防災マップ等の作成と周知

本村では、村民へ鳥取県が公表している「とっとりWebマップ」の活用を周知するとともに、自治会による地区の避難場所を示した防災マップや事業所の協力マップ等の作成を促します。本計画をあわせて公表し、村民の建築物に関する耐震化への更なる意識啓発を図っていきます。

(2) 総合的な地震防災対策事業の情報提供

耐震化の目標を達成するため、建築物の耐震化以外にも、震災に備えた耐震対策に必要な技術者の育成及び所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境整備等が必要です。

村は、県が行う地震防災対策を推進するために、これらの情報提供などの支援を行います。

表5-1 総合的な地震防災対策事業

県が行う事業名	事業内容
耐震対策技術者育成事業	応急危険度判定士養成講習会の開催 判定コーディネータの養成講習会の開催 等
耐震改修促進計画策定事業	緊急輸送道路沿道建築物調査の実施等
耐震化安心環境整備事業	所有者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発 設計者、施工者等への耐震化に関する建築技術の普及 等
地震防災対策関連事業	建築防災関係パンフレットの配布 その他地震防災対策に関連する事業の実施

2. 相談・指導体制等の強化

建築士や建築業者などの民間の専門家との連携強化に努め、公共と民間の協働により、耐震改修等の助言・指導や各種補助事業の紹介などのほか、村民からの耐震化の建築相談にも応じることができるよう相談・指導体制の強化に向けて整備を進めていきます。

(1) 広報誌やホームページによる耐震化の普及・啓発活動

広報誌やホームページを効果的に活用し、耐震改修等にかかる情報提供や耐震化の重要性などの普及・啓発活動の取り組みを積極的に進めていきます。

中でも、本計画の骨子等の概要を広く周知し、地震への備え、耐震改修等の進め方など

の相談・指導体制の充実を図りながら、耐震化の取り組みについて村民の理解と協力を求めていきます。

(2) 懇談会や出前講座等の開催による防災教育

耐震化の目的意識を高めるため、地震防災をテーマにした行政懇談会や出前講座等を開催し、震災教訓を継承する防災教育の推進や、住宅の耐震改修や防災用具等の活用の事例紹介等を行い、村民の意識啓発と防災知識の普及を図っていきます。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導促進

建築業者や鳥取県建築士事務所協会等と連携し、広報誌やホームページを活用して、低コストで良質な耐震改修工法の事例を紹介するなど、村民等へ知識の普及・啓発に努めながら、リフォームにあわせた耐震改修の誘導促進を図っていきます。

3. 地域住民等との連携による普及・啓発活動

(1) 自主防災組織の取り組み促進と意識啓発

災害に強い安全な地域社会をつくり、村民自らが自分のことは自分で守れるまちづくりをめざし、自治会等による自主防災組織の取り組みを促し、防災訓練等を通して、村民の意識の啓発を図っていきます。

(2) 地域の地震防災リーダーの育成

地域の地震防災に対する取り組みを促進するためには、中心となって活動する地震防災リーダーが重要となってきます。普段から災害に向きあっている消防団員などを対象に講習会を開催し、地域の地震防災リーダーの育成を行います。

第6章 その他耐震改修等の促進のための必要事項

1. 地震時に通行確保すべき道路に関する事項

第3章において、本村における防災上重要な道路の位置づけと現状（本編 16 ページ、図 3-10）を示しました。図 6-1 に、本村の地震時に通行を確保すべき防災上重要な道路網図を示します。

具体的に、本村の防災上重要な道路の沿道にある3階建て以上の建物を抽出すると、路線別・地区別の棟数は、表 6-1 に示すとおり集計されました。

表 6-1 本村の防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある建物棟数（棟）

路線	大字	3階以上			
		昭和56年5月以前		昭和56年6月以降	合計
		木造	非木造		
国道9号		0	0	0	0
国道431号		0	0	3	3
県道日吉津伯耆大山停車場線		0	1	2	3
	合計	0	1	5	6

防災上重要な道路において、昭和56年5月以前に建築された3階建て以上の建物は、国道9号および国道431号沿いでは、0棟となっており、道路閉塞の問題はありません。

しかし、県道日吉津伯耆大山停車場線の沿道においては、昭和56年5月以前に建築された3階建て以上の建物が1棟となっております。この建物により、地震時に道路が閉塞するおそれがあるため、防災上重要な道路の沿道で円滑な避難を妨げるおそれのある建物の耐震化を重点的に促します。

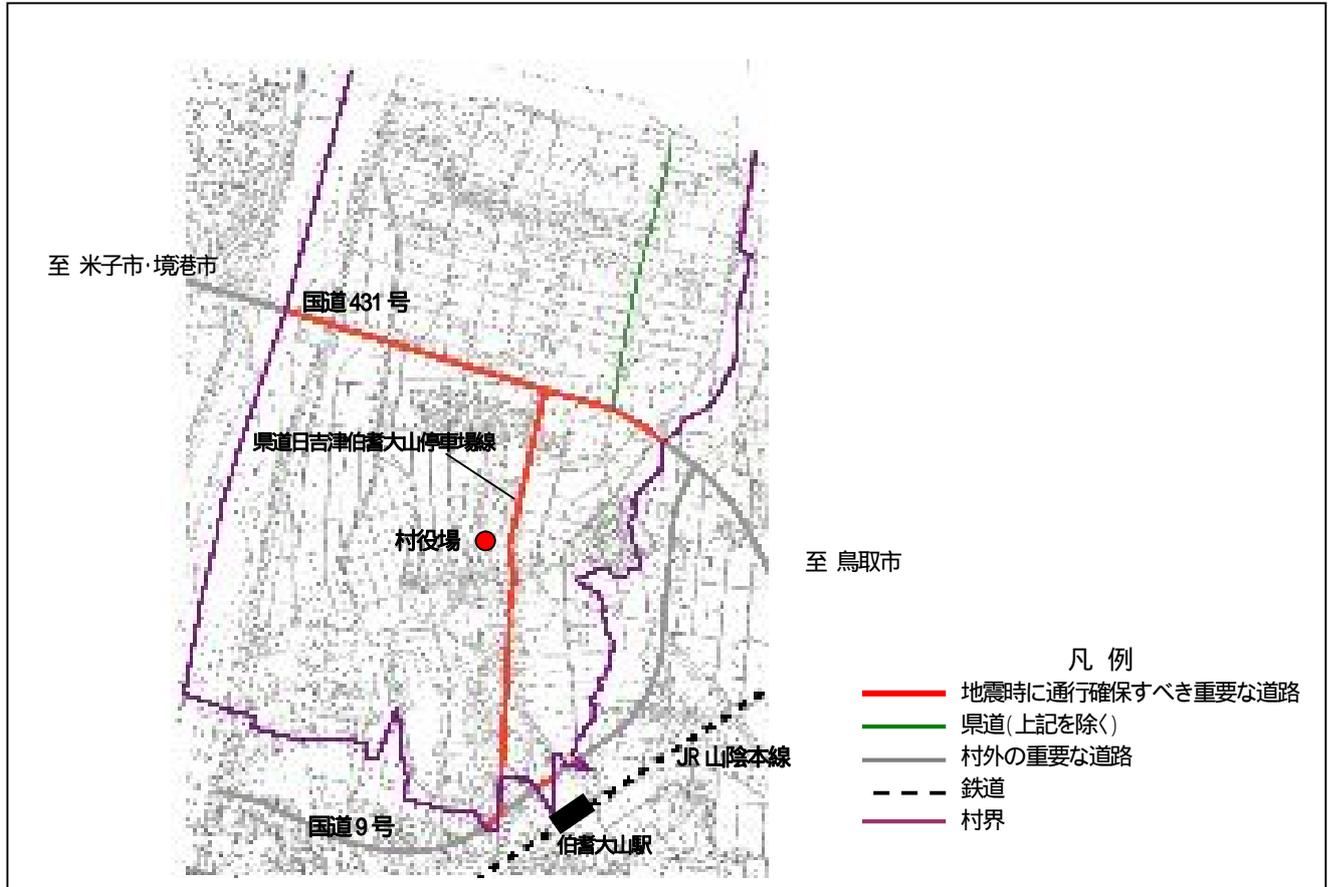


図 6-1 本村の地震時に通行確保すべき防災上重要な道路（赤色の路線）

2 関係法による指導等の所管行政庁 1 との連携

鳥取県耐震改修促進計画において、所管行政庁は、特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこととしていることから、本村では、所管行政庁と連携します。

(1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

所管行政庁は、建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を進めます。

また、建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性について説明します。

(2) 耐震改修促進法による指示の実施

ア．指示を行う建築物の優先順位

耐震診断又は耐震改修への指示を行うべき建築物の優先順位については、原則、次のとおりとします。

- 災害時の拠点となる施設（避難施設、医療施設、拠点施設等）
- 不特定多数の者が利用する建築物（店舗、旅館等）
- その他の特定建築物

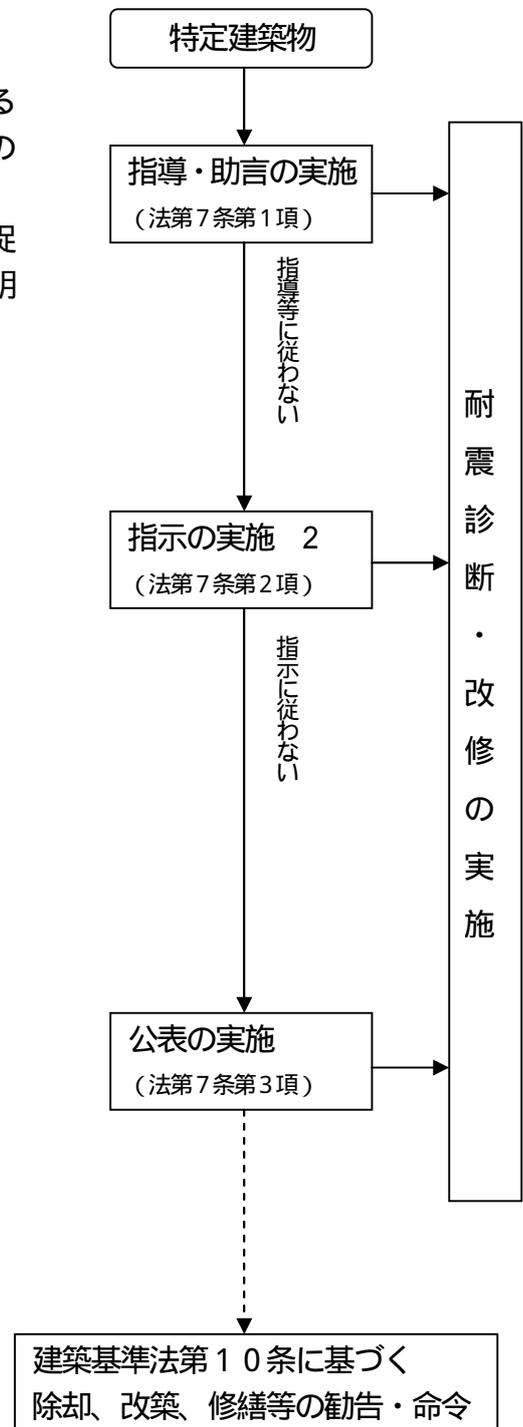
イ．指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付します。

ウ．指示に従わないときの公表の方法

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。

公表は、広く周知するため公報やホームページへの掲載等により行います。



- 1 耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法第4条に規定する建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいし、その他の市町村については知事をいします。
- 2 指示対象となる規模要件に該当する特定建築物に限ります。(表6-2参照)

表6-2 促進法による耐震改修等の指導・助言の対象となる建築物

努力義務、指導・助言	指示	公表
すべての特定建築物 (階数3以上かつ 1,000㎡以上など) (促進法第6条、第7条 第1項 表6-3参照)	一定規模以上の特定建築物 (階数3以上かつ 2,000㎡以上など) (促進法第7条第2項 表6-3参照)	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった特定建築物

表6-3 特定建築物の一覧表(多数の者が利用する特定建築物)

耐震改修促進法	用途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件(促進法第7条21項)
第6条 第1号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園、保育園	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他のこれらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
第6条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
第6条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路	当該部分が前面道路からの距離に応じた高さを超える建築物(震災時に道路幅員の半分を塞ぐ恐れのある建築物)	

3. 優先的に耐震化を図るべき建築物の設定

村では、災害時において多くの村民の安全確保及び防災の観点から、村の面積や人口規模に配慮して要件緩和した村有施設について、震災時における主要拠点となる防災上重要な建築物を対象に、優先的に耐震化すべき建築物として、耐震化を促進していきます。

また、昭和56年5月以前に建築された戸建て木造住宅を中心に、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道で、震災時に道路を塞ぐおそれのある建築物についても、計画的かつ継続的に耐震化の促進を図っていきます。

4. その他

本計画は、耐震改修実施等の進捗状況を検証し、必要に応じて変更します。また、本計画の実施にあたり、必要な事項は別途定めます。

日吉津村耐震改修促進計画

発行 日吉津村（平成 22 年 3 月）

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村 総務課